

平成 2 4 年 度

奈良県食品衛生監視指導計画

記紀・万葉プロジェクトが
奈良からスタート



奈良県マスコットキャラクター

せんとくん

©NARA pref.

奈良県

目 次

第 1 趣 旨	1
第 2 基本的な方向	1
第 3 監視指導計画	1
1 監視指導の基本的事項	1～2
2 重点的に監視指導を実施すべき事項	3～6
3 監視指導の実施体制に関する事項	6～7
4 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項	7～14
5 計画の実施状況の公表に関する事項	14
6 一斉取締りの実施に関する事項	14
7 食中毒等健康危機発生時の対応に関する事項	15
8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項	15
9 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の 実施に関する事項	15～16
10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項	16

第1 趣 旨

食品衛生に関する監視指導（以下「監視指導」という。）は、奈良県民等の健康の保護を目的に食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の全国的な生産、製造、流通等の状況、食品衛生法等の違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、奈良県におけるこれらの状況を勘案し、近隣府縣市とも連携を図りながら実施します。

本計画は、食品衛生法第24条の規定により国（厚生労働省）が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（以下「指針」という。）」に基づき、奈良県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、監視指導を実施します。

第2 基本的な方向

1 行政、食品関連事業者及び消費者の役割

食品の安全性の確保に関しては、行政の施策のみにより実現されるものではなく、行政、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの役割を果たすことが重要です。この役割分担を前提として、県内に流通する食品等の安全の確保及び県内の食品関連事業者がその責務を果たし安全な食品等を供給しているかについて確認する食品衛生法に基づく監視指導、並びにと畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という。）に基づく監視指導は、基本的に奈良県が実施します。

2 食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導

食品の安全性を確保するためには、農林畜水産物の生産から食品の消費に至る一連の国の内外における食品供給行程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全を確保するための規制の実施等の必要な措置が適切に講じられることが重要であり、監視指導の実施については、農林畜水産物の採取から食品の消費までの各段階において、食中毒等の食品衛生上の健康危害の発生状況等を分析した上で、重点的、効率的かつ効果的に実施します。なお、奈良県並びに社団法人日本食品衛生協会が社団法人奈良県食品衛生協会に委託して実施している食品衛生指導員による巡回指導は、奈良県が実施する監視指導の補完的な役割を担っております。また、消費者を対象とした食品表示基礎講座を開催し、その受講者等から日常的に食品表示に関する点検をいただく食品表示サポーターを登録し、サポーターからの情報により店舗等の指導を実施します。

3 生産段階の食品安全規制との連携

監視指導は、農林畜水産物の採取段階以降が対象となるため、農林畜水産物の生産段階の食品安全規制を実施する県農林部等と連携して監視指導を実施します。

第3 監視指導計画

1 監視指導の基本的事項

(1) 監視指導の対象

本監視指導計画は、奈良市を除く県内の各保健所管内の下記施設及び営業者等並びに消費者を対象とします。

- ① 食品衛生法に基づく営業許可施設及びその営業者等
- ② 奈良県食品衛生法施行細則に基づく営業等の報告施設及びその営業者等
- ③ と畜場法に基づくと畜場
- ④ 食鳥処理法に基づく食鳥処理場
- ⑤ 消費者

(2) 期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間

(3) 監視指導等の実施機関と役割

① 奈良県くらし創造部消費・生活安全課

- ア 監視指導計画の策定及び県内で実施する施策の策定並びにこれらの公表
- イ 県民への食品衛生に関する情報提供（食中毒及び収去検査結果等に基づく行政処分の公表等）
- ウ 国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整
- エ 食品衛生検査の精度管理の実施

② 各保健所（衛生課又は地域生活課）

- ア 食品衛生法に基づく営業許可施設及び奈良県食品衛生法施行細則に基づく営業等の報告施設の監視指導

- イ 食鳥処理法に基づく認定小規模食鳥処理場の監視指導
- ウ 違反食品及び苦情食品等に係る調査及び措置
- エ 食中毒（疑いを含む。）に係る調査及び措置（検体の採取を含む。）
- オ 収去検査等検体の採取
- カ 営業者等及び消費者への衛生講習会の実施及び食品衛生に関する情報提供
- キ 食品営業施設における自主管理体制推進のための研修及び実地指導

③ 奈良県保健環境研究センター

- ア 食中毒（疑いを含む。）に係る検査の実施
- イ 違反食品及び苦情食品等の検査の実施
- ウ 収去検査食品等の検査の実施

④ 桜井保健所検査課

- ア 収去検査食品等の検査の実施
- イ 苦情食品等の検査の実施

⑤ 奈良県食品衛生検査所（市場食品検査課を含む。）

- ア と畜検査（BSE・TSEスクリーニング検査を含む。）、食鳥検査及び市場内における食品等検査の実施
- イ と畜場、大規模食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場内施設の監視指導
- ウ と畜場及び大規模食鳥処理場に併設する食肉処理施設の監視指導

(4) 関係機関の連携確保

①国との連携

厚生労働省（近畿厚生局を含む）、消費者庁及び農林水産省（近畿農政局を含む）との連携

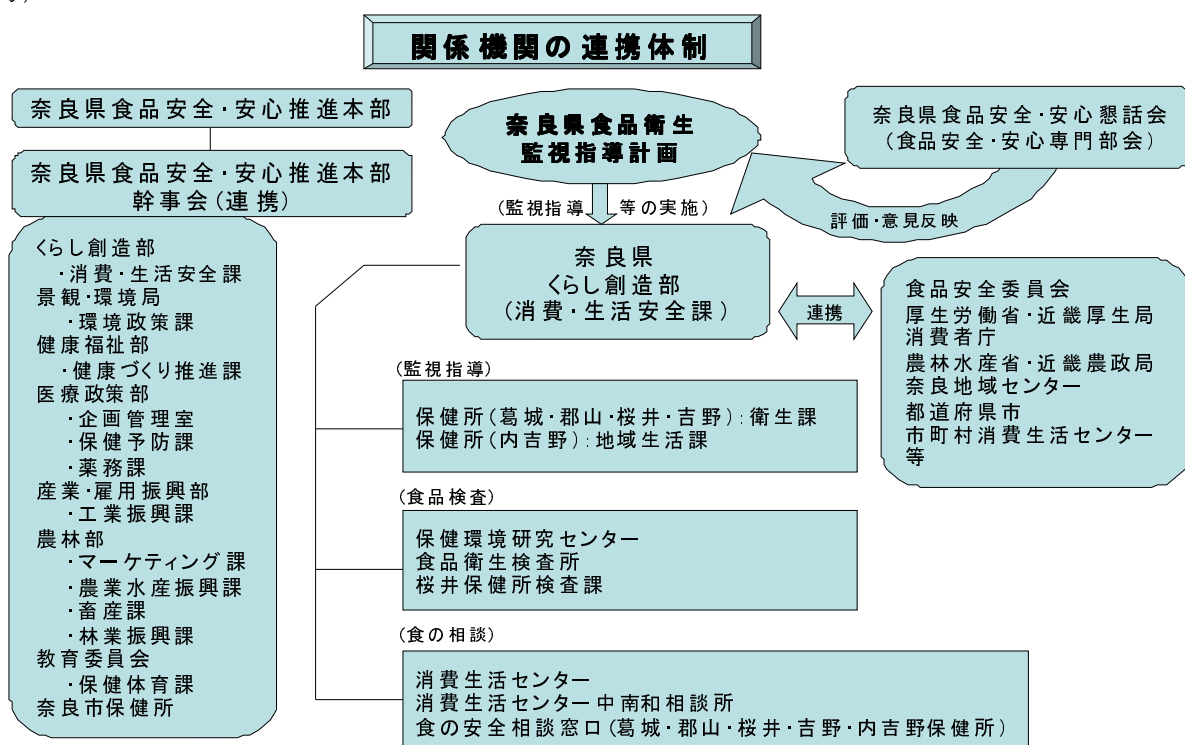
②他自治体との連携

- ア 食品衛生担当部局との連携
- イ 健康増進法担当部局との連携
- ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）担当部局との連携
- エ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）担当部局との連携
- オ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）担当部局との連携

③ 県庁内関係部局との連携

- ア 農林水産物の生産段階に係る事項
- イ 水及び環境汚染等に係る事項

(参考)



2 重点的に監視指導を実施すべき項目

(1) 一般的な共通事項

◎ 食品衛生法関係

① 不衛生食品について

第6条各号に該当するいわゆる不衛生食品（腐敗、変敗、未熟であるもの、有毒、有害の物質の混入、病原微生物による汚染、不潔、異物の混入）でないことを確認します。

② 病肉等について

第9条に該当するいわゆる病肉等でないことを確認します。

③ 添加物等について

第10条の規定に基づき定められた添加物等であることを確認します。

④ 食品等の規格及び基準について

第11条第1項及び第3項に基づく食品等の規格及び基準等に適合していることを確認します。

⑤ 器具等の規格及び基準について

第18条第1項の規定に基づく器具等の規格又は基準に適合していることを確認します。

⑥ 食品等の表示について

第19条第1項の規定に基づく食品等の表示に係る基準に適合していることを確認します。

⑦ 有毒物質の混入防止等の措置基準について

第50条第1項に基づき定められる有毒物質の混入防止等の措置基準に適合していることを確認します。

⑧ 営業施設の講ずべき措置の基準について

第50条第2項の規定に基づき定められる基準(奈良県食品衛生法施行条例第3条「管理運営基準」)に適合していることを確認します。

⑨ 営業の施設基準について

第51条の規定に基づき定められる基準(奈良県食品衛生法施行条例第4条「施設基準」)について適合していることを確認します。

◎ と畜場法関係

① と畜場の構造設備等について

第5条の規定に基づき、と畜場の構造設備について、政令で定められたと畜場の構造設備の基準への適合を確認し、その遵守を徹底します。

② と畜場の衛生管理等について

第6条に基づき、と畜場の設置者又は管理者が、と畜場内外の衛生保持に努め、厚生労働省令で定められた基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じているかを確認し、その遵守を徹底します。

③ と畜業者等の講ずべき衛生措置等について

第9条に基づき、と畜業者等が、厚生労働省令で定められた基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じているかを確認し、その遵守を徹底します。

④ 獣畜のとさつ又は解体の検査について

第14条の規定による検査を、政令で定められた方法により、厚生労働省令で定められた疾病について実施します。

⑤ とさつ解体の禁止等について

第14条の規定による検査の結果に基づき、第16条に定められた措置をとります。

◎ 食鳥処理法関係

① 食鳥処理場の構造設備等について

第5条第2項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備について、厚生労働省令で定められた基準への適合を確認し、その遵守を徹底します。

② 食鳥処理場の衛生管理等の基準について

第11条の規定に基づく食鳥処理事業者が、厚生労働省令で定められた基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じているかを確認し、その遵守を徹底します。

③ 食鳥検査について

第15条の規定による検査を、厚生労働省令で定められた方法及び手続きにより、同省令で定められた疾病等について実施します。

④ 廃棄等について

第15条の規定による検査の結果に基づき、第20条に定められた措置をとります。

(2) 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた項目

① 食肉、食鳥肉及び食肉製品

ア とさつ及び解体並びに食鳥処理等（解体等の後の保管も含む。）

- ・健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進
- ・牛海綿状脳症（BSE）検査及び伝達性海綿状脳症（TSE）の検査の実施
- ・獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査及び食鳥検査の実施
- ・枝肉、中抜とたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施
- ・と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた、正常な獣畜及び家きんを含めた残留物質検査の実施
- ・認定小規模食鳥処理場における処理可能羽数上限の遵守徹底

イ 製造及び加工（とさつ及び解体並びに食鳥処理を除く。）

- ・食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底
- ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進
- ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底

ウ 貯蔵、運搬、調理及び販売

- ・枝肉及びカット肉の流通管理（保存温度及び保存期間、衛生的な取扱い等）の徹底
- ・加熱調理の徹底

② 乳及び乳製品

ア 搾乳等（搾乳等の後の保管を含む。）

- ・健康な獣畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底
- ・搾乳後の温度管理（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底
- ・生乳についての残留抗生物質及び残留抗菌性物質の食品等事業者による出荷時検査の推進

イ 製造及び加工

- ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止
- ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進
- ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底
- ・食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底

ウ 貯蔵、運搬、調理及び販売

- ・流通管理（保存温度及び保存期間、衛生的な取扱い等）の徹底

③ 食鳥卵

ア 採取等（採取等の後の保管を含む。）

- ・食用不適卵の排除の徹底
- ・採卵後の低温管理の徹底

イ 製造及び加工

- ・新鮮な正常卵の受入れの徹底
- ・洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底
- ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進
- ・汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底

ウ 貯蔵、運搬、調理及び販売

- ・低温保管等温度及び保存期間の管理の徹底
- ・破卵等の検卵の徹底

- ④ 水産食品（魚介類及び水産加工品）
- ア 採取等（採取等の後の保管を含む。）
 - ・有毒魚介類等の排除の徹底
 - ・養殖魚介類についての残留動物用医薬品検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進
 - イ 製造及び加工
 - ・ふぐの衛生的な処理の徹底
 - ウ 貯蔵、運搬、調理及び販売
 - ・残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施
 - ・水産加工品の流通管理（保存温度及び保存期間、衛生的な取扱い等）の徹底
 - ・加熱を要する食品についての加熱調理の徹底
 - ・有毒魚介類等の市場からの排除の徹底
- ⑤ 野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）
- ア 採取等（採取等の後の保管を含む。）
 - ・残留農薬検査の実施及び食品等事業者による出荷前検査の推進
 - ・有毒植物等の採取禁止の徹底
 - イ 製造及び加工
 - ・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底
 - ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性確保の徹底
 - ウ 貯蔵、運搬、調理及び販売
 - ・残留農薬、汚染物質等の検査の実施
 - ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進
 - ・有毒植物等の市場からの排除の徹底
- ⑥ その他の食品及び添加物等
- ア 製造者及び加工者による正常な原材料の使用及び異物の混入防止対策の徹底
 - イ 添加物（その製剤を含む。以下同じ。）の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認及び必要な表示の徹底
 - ウ 添加物を使用して製造又は加工した食品についての添加物検査の実施
 - エ 製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等温度及び保管期間の管理の徹底
 - オ 遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底

（注意）「実施」とは県が主体、「徹底」又は「推進」とは食品等事業者が主体とする。

(3) 食中毒発生防止対策に関する事項

昨年、牛肉の生食により腸管出血性大腸菌O111による食中毒が発生し、全国的な問題となりました。その結果、平成23年10月から、生食用食肉（牛肉）に関する規格及び基準が制定されたことから、生食用食肉を取り扱う施設に対して重点的に立入監視指導を行います。また例年、生レバーや加熱不十分な食肉料理を喫食したことが原因と思われる腸管出血性大腸菌O157感染症（食中毒の疑いがある事例を含む。）の散発事例や、生の鶏肉等を喫食したことが原因と思われるカンピロバクター食中毒事例が多発していることから、これらの食品を取扱う事業者に対し、非加熱又は加熱不十分な食肉等を消費者に摂食させないよう指導するとともに、消費者に対し、食肉は十分加熱し、生食用食肉の規格及び基準を満たした生食用食肉以外の生の食肉料理は喫食しないよう注意喚起を行います。

(4) 食品表示の確認に関する事項

食品等事業者に対し、期限表示、食品添加物、アレルギー物質等の表示に関する監視指導を実施し、食品衛生法に基づく表示の確認を行い、不適切な表示があった場合には、適正な表示をするよう指導を行います。さらに、アレルギー物質については、ごく微量でアレルギーを引き起こす恐れがあることから、製造・販売に係る関係書類の確認を行うとともに、防止策を講じてもコンタミネーションの可能性が排除できない場合には、注意喚起の表示を行うよう指導を行います。また、必要に応じ、JAS法、健康増進法、景品表示法等に基づく表示について、関係機関部局間で連携し、適正な表示の徹底を行います。

(5) 放射性物質に関する事項

原子力災害対策本部長が指示する出荷制限及び摂取制限、並びに食品の回収情報を注視し、基準値を超え

る放射性物質を含む食品が県内に流通することがないよう監視を行います。

基準値を超える放射性物質を含む食品の流通が判明した場合には、直ちに流通調査を実施し、販売停止、回収等の必要な措置を講じます。

また、食品の放射性物質による汚染に対する県民の不安が大きいことから、県内に流通する食品について、放射性物質についての収去検査を行うとともに、基準値を超える可能性がある放射性物質を含む食品の流通が判明した場合には、検査を実施します。

3 監視指導の実施体制に関する事項

(1) 監視指導の実施体制に関する基本的な事項

県内の5保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。

実施機関	担当課	担 当 (予定人数)			対象地域・施設等
		食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員	
郡山保健所	衛生課	9名 (うち5名は兼務)	3名 (兼務)	3名 (兼務)	大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡(山添村)
桜井保健所 (動物愛護センターを含む)	衛生課	12名 (うち8名は兼務)	6名 (兼務)	6名 (兼務)	橿原市、桜井市、磯城郡、高市郡、宇陀市、宇陀郡
葛城保健所	衛生課	8名 (うち4名は兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡
吉野保健所	衛生課	5名 (うち4名は兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)	吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)
内吉野保健所	地域生活課	4名 (うち3名は兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)	五條市、吉野郡(野迫川村、十津川村)
食品衛生検査所	食肉検査課	9名 (兼務)	9名 (兼務)	9名 (兼務)	食肉流通センター 大規模食鳥処理場
	市場食品検査課	4名	1名 (兼務)	1名 (兼務)	中央卸売市場

(2) 食品に係る試験検査体制

県内の3ヶ所の試験検査機関が実施します。

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	生活化学チーム	
	ウイルスチーム 細菌チーム	食中毒菌、ウイルス等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	と畜検査、食鳥検査、食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

(3) 厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市及び市町村消費生活センター等との連携確保に関する事項

厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市及び市消費生活センター・市町村消費生活相談窓口等との連絡及び連携体制を確保します。

・厚生労働省及び都道府県市との連絡・連携体制

全国緊急時連絡体制に基づき連携を図ります。大規模食中毒等が発生した場合には、厚生労働省及び都道府県市との連絡、連携を図り情報を共有化することにより、被害の拡大防止に努めます。

・消費者庁及び市消費生活センター・市町村消費生活相談窓口等との連絡・連携体制

消費者庁が設置され、食品や商品の事故情報が一元的に集約され、被害防止等に迅速に対応する仕組みができました。奈良県においても消費者庁や市町村と連携し、市町村消費生活センター等の充実に努

めます。食品等に関わる重大事故等が発生した際には、被害防止のため迅速に対応します。

・近畿府県市との連絡・連携体制

近畿府県市緊急時連絡体制に基づき連携を図ります。

(4) 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項

奈良県庁内関係部局及び近畿府県市関係部局との連携体制を確保します。

・奈良県庁内の奈良県食品安全・安心推進本部幹事会（奈良市を含む）を中心に、連携体制を確保するとともに、残留農薬及び動物用医薬品等の情報の共有化を図ります。

・食品等の表示に係る監視指導については、違反情報を相互に提供するなど連絡及び連携体制を確保します。

・近畿農政局、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び近畿府県市で構成する近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議により、関係機関の連携強化を図ります。

(5) 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項

① 試験検査機器等の整備

上記試験検査機関の試験検査機器の充実を図り、適正かつ迅速に試験検査を実施する体制を整備するとともに、必要に応じて、登録検査機関等の利用についても検討します。

また、信頼性確保部門による内部点検の実施、外部精度管理調査の定期的な受検を行います。

さらに、試験検査機器の整備・校正を行い信頼性を確保します。

② 検査員の検査技術の向上

関係職員の技術研修の実施等に努めます。

4 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項

(1) 立入検査の方向性

食品の製造・加工技術等の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化等に適切に対応するため、計画的・効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導の推進を図ります。

このため、各施設におけるHACCPの概念を取り入れた自主管理体制の強化促進を基本とし、HACCPの概念による監視指導を実施し、監視指導内容の充実に努めるとともに食品の安全確保を図ります。

(2) 立入検査実施計画

重点監視箇所に対する標準監視指導回数及び監視指導項目

監視指導項目			
① 食中毒予防対策に係る重点監視指導 ・サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター・ジエネコリ等の細菌性食中毒及びノロウイルス等のウイルス性食中毒を予防するための衛生管理の徹底 ・ふぐ毒による食中毒を予防するための衛生的処理の徹底 ② 食品表示に係る重点監視指導 ・食品の製造・加工業者に対する適正表示の推進 ③ 食品、添加物等規格基準に係る重点監視指導 ・食品の製造・加工業者に対する基準の遵守の徹底 ④ 管理運営基準及び施設基準に係る重点監視指導 ⑤ その他 ・衛生管理体制の確立と衛生思想の普及啓発			
監視指導回数	業 種 等 区 分	対象施設数	
年 3 回以上	法違反等行政処分を受けた施設	・平成 23 年度、食中毒の発生施設 ・平成 23 年度、法違反による行政処分等を受けた施設	113
	生食用食肉を加工・調理する施設		
	総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP 承認施設）		
	飲食店営業	・1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を調製する一般食堂・レストラン等、仕出し屋・弁当屋及びホテル・旅館等	
年 2 回以上	大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設	・大規模広域流通食品製造・加工施設 ・大規模流通（保管・卸・輸入）施設 ・大規模小売店（大型スーパー）	1,192
	集団給食施設	・1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を調製する学校給食施設・病院・社会福祉施設等	
	飲食店営業	・上記以外の仕出し屋・弁当屋 ・上記以外の旅館・ホテル（食品等を提供しない施設を除く）	
年 1 回以上	製造業等	・乳処理業 ・乳製品製造業 ・食肉処理業 ・食肉製品製造業 ・乳酸菌飲料製造業 ・魚肉ねり製品製造業 ・豆腐製造業（包装豆腐（充填豆腐）の製造施設に限る） ・添加物製造業 ・清涼飲料水製造業	7,681
	集団給食施設	・上記以外の集団給食施設（学校給食施設・病院・社会福祉施設等）	
	飲食店営業	・上記以外の一般食堂・レストラン等及び簡易宿所（食品等提供しない施設を除く）・ふぐの取扱い施設	
適 宜	製造業等	・菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造を除く） ・集乳業 ・魚介類販売業（調理加工を行わない魚介類の販売を除く） ・食品の冷凍又は冷蔵業 ・缶詰又は瓶詰食品製造業 ・あん類製造業 ・アイスクリーム類製造業（ソフトクリームフリーザーによる営業を除く） ・食肉販売業（調理加工を行わない包装食肉のみの販売を除く） ・みそ製造業 ・醤油製造業 ・ソース類製造業 ・酒類製造業 ・上記以外の豆腐製造業 ・納豆製造業 ・めん類製造業（小分け包装のみの製造を除く） ・そうざい製造業	
	飲食店営業	・イベント等に関わる一般食堂・レストラン等、仕出し屋 ・弁当屋及びホテル・旅館等	

(注意) 上記以外の業種については、食中毒や違反・不良食品の発生及びその他問題の発生を勘案し、必要に応じて監視指導を行うほか許可更新時等に監視指導を実施します。

また、対象施設数については、平成 23 年 12 月 31 日現在の数を参考として掲載しています。

(3) 立入検査による違反を発見した場合の対応

① 違反（軽微な場合を除く。）に対する書面による改善指導

ア 食品衛生法第51条の規定による施設基準の違反

イ 食品衛生法第11条第1項の規定による製造基準の違反

② 行政処分

食品衛生法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県市と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講じます。必要に応じ、食品衛生法第54条、第55条又は第56条の規定に基づく処分を行います。また、悪質な事例については告発を行います。

(4) 食品等の検査実施計画

次頁の食品等検査実施計画に定める実施検体数を目標として、具体的な検査の実施計画は、平成24年度収去検査等実施計画（別途作成）を作成し食品等の検査及びその結果に基づく事後措置を適正に実施することにより、衛生的かつ安全な食品等の提供を確保し、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止することを目的とします。

県内流通食品の安全性確保のため、国内産及び中国産等の輸入に係る農産物等の残留農薬検査を、本年も引き続き行います。県内産農畜産物等については、農薬等のポジティブリスト制度に対応し、出荷時の残留農薬のモニタリング検査を実施します。なお、直売所等における農産物については、出荷前の残留農薬モニタリング検査を別途実施し、原則として24時間以内に判定を行います。

食 品 等 検 査 実 施 計 画

保健環境研究センター及び桜井保健所検査課等で実施する検査

検査の種類	検査の概要	対象食品	検体数
食品等の成分規格、衛生規範、食品添加物に関する理化学検査	食品、添加物等の規格基準に定める成分規格や衛生規範、食品添加物の使用基準に関して理化学検査を実施します。	そうざい、菓子、冷凍食品、乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、めん類、油揚げ、漬物、調味料、輸入食品、輸入柑橘、食鳥肉、卵、食肉製品、生食用貝類、魚肉練り製品、魚介乾製品、魚卵	218
食品等の成分規格、衛生規範、奈良県指導基準に関する微生物検査	食品、添加物等の規格基準に定める成分規格や衛生規範、奈良県指導基準に関して微生物検査を実施します。	乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、生食用食肉、生食用鮮魚介類、卵、食肉製品、魚肉練り製品、めん類、菓子、漬物、弁当、仕出し、そうざい、給食、豆腐、カットフルーツ	402
農産物等の残留農薬検査	県内に流通する農産物（輸入農産物を含む）や輸入加工食品について、残留農薬検査を実施します。 畜産物について、残留動物性医薬品検査を実施します。	農産物、輸入加工食品、食鳥肉、食鳥卵	128
食物アレルギー検査	加工食品中に含まれる特定原材料（小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに）について検査を実施し、表示が適正に行われているか確認します。	加工食品	8
遺伝子組換え食品検査	加工食品中に含まれる遺伝子組換え食品について検査を実施し、表示が適正に行われているか確認します。	加工食品	10
放射性物質検査	県内に流通する食品について、放射性物質検査を実施します。	農林畜水産物、生鮮食品、加工食品	25
合 計			791

食品衛生検査所で実施する検査

検査の種類	検査の概要	対象食品等	検体数
食品等の成分規格、衛生規範、食品添加物に関する理化学検査	中央卸売市場内で流通する食品について、成分規格や衛生規範、食品添加物の使用基準に関して理化学検査を実施します。	鮮魚介類、食肉製品、魚肉練り製品、漬物、野菜果実加工品	35
食品等の成分規格、衛生規範、奈良県指導基準に関する微生物検査	中央卸売市場内で流通する食品について、成分規格や衛生規範、奈良県指導基準に関して微生物検査を実施します。	生食用鮮魚介類、卵、食肉、食肉製品、魚肉練り製品、めん類、菓子類、漬物、弁当、仕出し、そうざい、豆腐	186
施設の拭き取り検査	科学的根拠に基づいた指導を行い、衛生的な作業環境を保つため、施設や器具等について拭き取り検査を実施します。	中央卸売市場内食品関係施設	225
と畜場における検査 と畜検査(疾病の有無の検査) TSE (BSE) 検査	食肉流通センターでと畜される牛や豚などについて、検査を実施します。	牛、豚、馬、めん羊	10,000 3,000
大規模食鳥処理場における検査 食鳥検査(疾病の有無の検査)	大規模食鳥処理場で処理される食鳥について、検査を実施します。	食鳥	400,000
合 計			413,446

県内産農産物の残留農薬モニタリング検査

検査の種類	検査の概要	対象食品等	検体数
県内産農産物の残留農薬検査	出荷時又は出荷前の農産物について、残留農薬検査を実施します。	県内産農産物	113

(5) 食品等検査項目

食品等分類	検査項目	根拠規定等
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	細菌検査〔一般細菌数、E. coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌0157, 026、セラクス菌、大腸菌群〕 保存料 (ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸) 甘味料 (サッカリンナトリウム) 発色剤 (亜硝酸根)	規格基準 (使用基準) 県指導基準 その他
漬物	細菌検査〔E. coli、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ〕 保存料 (ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸) 甘味料 (サッカリンナトリウム)	規格基準 (使用基準) 衛生規範 その他
生食用食肉、食鳥肉・食肉製品等	サルファ剤〔スルファジアジン、スルファジミジン、スルファトキサゾール、スルファトキニピリダジン、スルファメラジン、スルファモノトキシン〕 細菌検査〔一般細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌0157, 026、サルモネラ属菌、カンピロバクター、クロストリジウム属菌、腸内細菌科菌群〕 保存料 (ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸) 甘味料 (サッカリンナトリウム) 発色剤 (亜硝酸根)	規格基準 (成分規格) 〃 (使用基準) その他
魚介類等	細菌検査〔E. coli最確数、一般細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ最確数、腸炎ビブリオ、non-01-V. cholerae、V. mimicus、V. fluvialis、V. furnissii、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌0157〕 保存料 (ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、二酸化硫黄) 甘味料 (サッカリンナトリウム) 酸化防止剤 (BHA, BHT) 発色剤 (亜硝酸根) 有機・無機成分 (水銀) 鮮度試験 (VBN、TMA、TTCテスト) 無機成分 (塩分濃度)	規格基準 (成分規格) 〃 (使用基準) 暫定的規制値 県指導基準 その他
清涼飲料水	保存料 (安息香酸、パラオキ安息香酸) 甘味料 (サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム) 細菌検査 (大腸菌群) 無機成分 (鉛、カドミウム、ヒ素、スズ)	規格基準 (成分規格) 〃 (使用基準) その他
氷菓・アイスクリーム類等	乳成分 (乳固形分、乳脂肪分) 細菌検査 (一般細菌数、大腸菌群)	規格基準 (成分規格) その他
乳及び乳製品	細菌検査 (一般細菌数、大腸菌群) 乳成分 (無脂乳固形分、乳酸菌数) 甘味料 (サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム)	規格基準 (成分規格) 〃 (使用基準)

豆腐類	細菌検査（一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E. coli） 有機成分（酸価、過酸化物質） 遺伝子組換え食品の含有検査	県指導基準 その他
冷凍食品	細菌検査（一般細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌）	規格基準（成分規格）
めん類（はるさめ含む）	品質保持剤（PG（プロピレングリコール）） 殺菌料（過酸化水素（器具の洗浄に使っているときに検査する。）） 細菌検査（一般細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌） 漂白剤（二酸化硫黄） 小麦粉処理剤（過酸化ベンゾイル） 残留農薬	規格基準（成分規格） 〃（使用基準） 県指導基準 その他
菓子類及び生あん	保存料（ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸） 着色料（タール色素） 細菌検査〔一般細菌数、E. coli、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌〕 有機成分（酸価、過酸化物質） 漂白剤等（二酸化硫黄） 甘味料（サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム） シアン化合物	規格基準（成分規格） 〃（使用基準） 指導要領 衛生規範 県指導基準 その他
農産物	残留農薬 防カビ剤（イマザリル、OPP、ジフェニール、TBZ）	規格基準（成分規格） 〃（使用基準）
野菜・果実加工品	細菌検査〔一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E. coli、腸管出血性大腸菌O157、O26〕 保存料（ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸） 漂白剤（二酸化硫黄） 残留農薬	その他
卵（液卵を含む）	細菌検査〔一般細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌〕 サルファ剤〔スルファジアジン、スルファジミジン、スルファトキサゾール、スルファトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメキシン〕	規格基準（成分規格） その他
食品添加物・調味料・みそ等	成分規格 保存料（ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸） 甘味料（サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム） 漂白剤等（二酸化硫黄）	規格基準（成分規格） 〃（使用基準） その他
輸入食品	細菌検査（一般細菌数、E. coli） 甘味料（サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム、サイクラミン酸） 漂白剤・保存料・酸化防止剤（二酸化硫黄） 酸化防止剤（EDTA-CaNa ₂ ） 保存料（ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸） 残留農薬（タール色素等）	規格基準（使用基準） その他
食物アレルギー	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに（特定原材料）	その他
遺伝子組換え食品	遺伝子組換え食品の含有検査	その他
拭き取り検査（設備・器具等）	細菌検査（大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌）	その他

（注意）検査を実施する食品ごとに、検査項目を上記内容を基本として決定し、検査を実施します。

(6) 検査により違反を発見した場合の対応

① 検査の結果、違反が発見された場合の対応

生産、製造、加工等を行った場所を所管する都道府県市が異なる場合には、速やかに当該都道府県市の食品衛生担当部局に連絡するとともに、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県市と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講じます。

また、必要に応じ、食品衛生法第54条、第55条又は第56条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発を行います。

広域流通食品等及び輸入食品等に係る違反を発見した場合には、関係する都道府県市の食品衛生担当部局又は消費者庁及び厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずるとともに、改善の状況についても情報提供します。

② 違反が発見された場合の措置

違反食品を発見した場合は、当該食品等を製造、加工等を行った者の検査の能力等から判断し、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、積極的に食品衛生法第26条第1項の命令検査を活用します。製造者及び加工者を所管する都道府県市が異なる場合には、違反の発見の事実を連絡するとともに、収去検査及び命令検査の発動等の必要な対応の実施を要請します。

(7) 違反食品等の公表

食品衛生法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者（原則として当該違反により行政処分を受けた者とする。）の名称、対象食品及び対象施設等を随時公表します。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、県及び関係自治体等が行った原因究明及び再発防止策についても併せて公表するよう努めるとともに、処分・回収（自主回収を含む。）の範囲や健康影響の有無などを明確にするなど、いわゆる風評被害の防止について十分に配慮します。

5 計画の実施状況の公表に関する事項

食品等事業者の施設への立入検査の状況及びその結果の概要、食品等の収去の状況及びその結果の概要等の監視指導の実施状況については、食品衛生法第24条第5項の規定に基づき公表することとし、監視指導の実施状況の公表は、消費者等をはじめとする関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進のために重要なものであることから、実施状況の概要について次年度の6月末までに公表します。また、夏期、年末等の一斉取締りを実施した後などの年度途中においてもその概要を公表します。また、平成24年度の実施状況についても、取りまとめ次第公表します。

6 一斉取締りの実施に関する事項

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施します。また、観光地についても監視指導を重点的に実施します。

このほか、特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。

(1) 夏期一斉取締りの実施

夏期は、食中毒の発生しやすい時期です。食中毒及び各種食品に起因する事故を未然防止するため、食品等の衛生的取扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正表示の実施等について、食品関係業者に対する監視指導の強化を図り、夏期における食品等の衛生の確保を図ります。

(2) 年末一斉取締りの実施

年末年始は、多種類の食品が短期間に大量かつ広域に流通し、食品等の製造、加工、使用、調理、運搬、保存等その取扱いが粗雑になり不衛生になりがちです。これら食品等に起因する危害の発生を防止するため、不良食品の流通を排除するとともに、食品の衛生的取扱い、添加物の適正な使用、適正な表示について効率的かつ集中的な監視指導を行い、年末年始における食品等の安全性を確保します。

(3) 観光地一斉取締りの実施

奈良県は、積極的な観光振興により国内外からの観光客の誘致を行っていることから、県内観光地における食品等の衛生的な取扱い及び土産物の適正表示について集中的な監視指導を実施し、食品等の安全性を確保します。

7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

(1) 食中毒発生時の対応

- ① 「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、平常時はもとより、休日及び夜間における一般住民等からの健康危機管理情報を適切に把握し、健康危機管理体制を確保するとともに、発生時には関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な調査を実施します。
 - ② 初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が病因物質である可能性を考慮して調査を実施します。
 - ③ 毒物劇物等を病因物質とする食中毒（疑いを含む。）の発生に際しては、迅速かつ的確な対応をするとともに、調査初期段階において毒物劇物の混入の有無を判定するための「毒劇物迅速検査キット」を有効に活用します。
 - ④ 再発防止対策に資するため、積極的な汚染源のさかのぼり調査の実施等、原因究明を図ります。
- (2) 食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び住民への情報提供を図り、食中毒等健康被害の拡大防止の観点から、必要な情報について可能な限り速やかに公表します。
 - (3) 社団法人奈良県食品衛生協会の食品衛生指導員（以下、「食品衛生指導員」という。）による食品衛生巡回指導を行い、食中毒発生防止の啓発を図るとともに、食中毒発生の情報と予防対策等の情報を関係営業者へ周知徹底します。
 - (4) ノロウイルスによる食中毒の発生と感染性胃腸炎の患者の増加と密接な関係があることから、「感染症発生動向調査」における報告を敏感に探知し、適切に対応します。
 - (5) いわゆる健康食品による健康被害発生時にも原因究明を行い、厚生労働省に調査結果を報告します。

8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項

(1) 食品衛生管理者等の設置

- ① 営業者は、食品衛生法第48条第1項の規定に基づき食品衛生管理者を置かなければならない場合以外にあっても、奈良県食品衛生法施行条例第3条の規定に基づき、施設ごとに、従事者の中から奈良県食品衛生法施行細則第3条第4項に定める要件を満たした食品衛生責任者を設置し、食品衛生上の管理を行います。
 - ② 営業者は、食品衛生管理者の意見を尊重する責務を踏まえて、その意識向上を図ります。
- (2) 食品等事業者が実施する自主的な衛生管理の推進
 - ① 奈良県食品衛生法施行条例第3条（管理運営基準）に基づき衛生管理を徹底します。
 - ② 自主検査、原材料の安全性確認等の実施を推進します。
 - ③ 食中毒等の飲食に起因すると疑われる事件が発生した際に、原因究明及び被害拡大防止を図るため、食品衛生法第3条及び奈良県食品衛生法施行条例第3条に基づき、食品等の製造販売等に係る記録の作成、保存を推進します。
 - ④ 製造・加工・輸入食品に起因する健康被害情報を探知した場合には、保健所へ速やかに報告することを徹底します。
 - ⑤ 違反食品を発見した際に、廃棄・回収等の措置を迅速かつ適切に行うために、具体的な回収方法や責任体制等を定めることを徹底します。
 - ⑥ 自主的な衛生管理の推進に必要な講習会等の開催、情報提供を行います。
 - ⑦ 仕出し屋・弁当屋、旅館・ホテル等の大量調理施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自主衛生管理を推進します。
 - (3) 食品等の安全性確保には、HACCPの概念を取り入れた衛生管理が有効なことから、製造者及び加工者にHACCP手法の導入の普及啓発を積極的に推進します。
 - (4) 衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設について、保健所長表彰、知事表彰を実施し、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図ります。
 - (5) 食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活動を促進するため、食品衛生指導員等による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を推進します。

9 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

県におけるリスクコミュニケーションの実施にあたっては、奈良県食品安全・安心懇話会に意見を求める他、下記により実施します。

- (1) 監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、次年度の6月末までに公表します。

- (2) 監視指導計画の策定の際及び年度途中で監視指導計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、これを公表し、県民の意見を聴取します。
- (3) 食品衛生に関する施策の実施に当たって必要な場合は、これを公表し、県民の意見を聴取します。
- (4) 公表は、ホームページ等を通じて行い、意見の聴取は、意見交換会、パブリックコメント等により行います。
- (5) 家庭における食中毒の発生を未然に防止するため、ふぐ、野生植物等の衛生上の知識を要する食材について自家調理を控えること、調理時における二次汚染の防止等の取扱いに関する消費者への啓発等を行います。
- 10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項
- (1) 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に関する事項
- ① 食品衛生監視員が食中毒等発生時に迅速な対応ができるよう、食品担当者会議を開催し、各種情報交換を実施するとともに、保健環境研究センターが実施する研修会への参加に努めます。
 - ② と畜検査員、食鳥検査員が、食肉・食鳥肉に残留する抗生物質等の検査に適切に対応できるよう、保健環境研究センターと技術交流の実施に努めます。
 - ③ 検査担当職員の検査技術向上のため、保健環境研究センターで、各種食品検査研修の実施に努めます。
 - ④ 食品衛生検査施設における業務管理（G L P）を徹底し、検査の信頼性の確保を図るため、外部精度管理及び内部点検の実施に努めます。
 - ⑤ H A C C P手法による衛生管理を推進するために、同手法を指導、助言する食品衛生監視員の研修及び普及啓発に取り組みます。
- (2) 食品関係者に関する事項
- ① 食品営業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者等に対し、食中毒予防の衛生講習会を実施します。
 - ② 食品衛生管理者については、適切にその職責が果たされるよう、講習会や情報提供を実施します。
 - ③ 食品衛生責任者については、県が指定した社団法人奈良県食品衛生協会が主催する講習会の受講を促します。
 - ④ ふぐの種類鑑別や有毒部位の除去には専門的な知識が必要であることから、ふぐ処理師試験を実施することによりふぐ処理師の資格を与え、ふぐによる食中毒を防止します。
- (3) 関係団体に属する指導員等に関する事項
- ① 食品衛生指導員と保健所等に配置されている食品衛生監視員との連携強化を図り、自主的衛生管理の向上のため食品衛生指導員による巡回指導及び助言指導を実施します。
 - ② 食品衛生指導員の育成については、社団法人奈良県食品衛生協会自らが自主的に研修会を実施し、県と協力しながら技術、知識の研修を行います。

